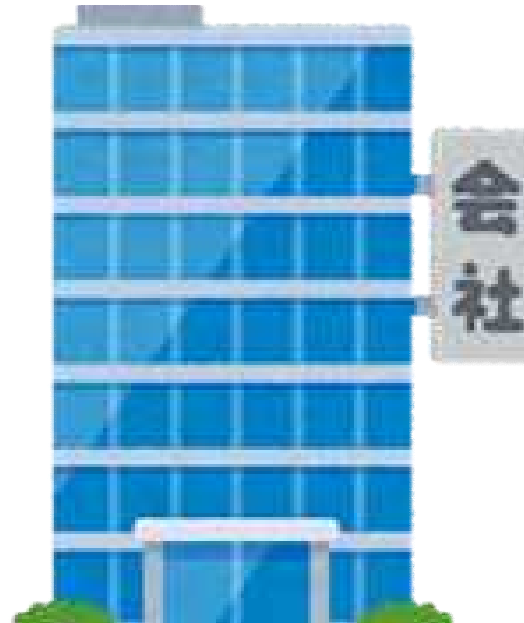
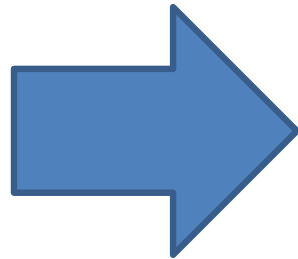
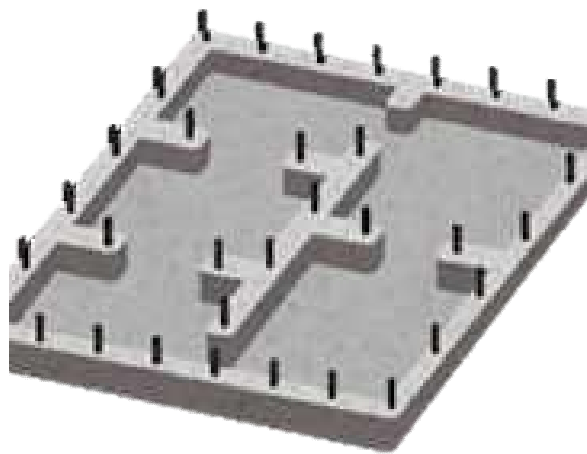


# 改正建設業法のポイント (工期・標識編)



## ◎工期の適正化 (建設業法第19条、第19条の5・6、第20条、第20条の2、第21条、第34条、入契法第11条)

### ◆中央建設業審議会が**工期に関する基準**を作成

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

#### 注文者

◆通常必要と認められる期間に比して**著しく短い工期**による**請負契約の締結を禁止**

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

◆**工期に影響を及ぼす事象**で認識しているものについて**契約締結までに通知**

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

#### 実施を勧告

#### 建設業者

◆**工程の細目を明らかにし**、**工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り**

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種類ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

◆**工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記**

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～三 (略)

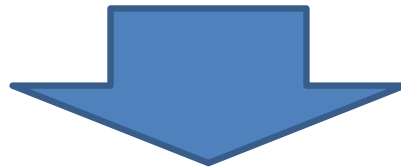
四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五～十六 (略)

## 著しく短い工期の判断基準について

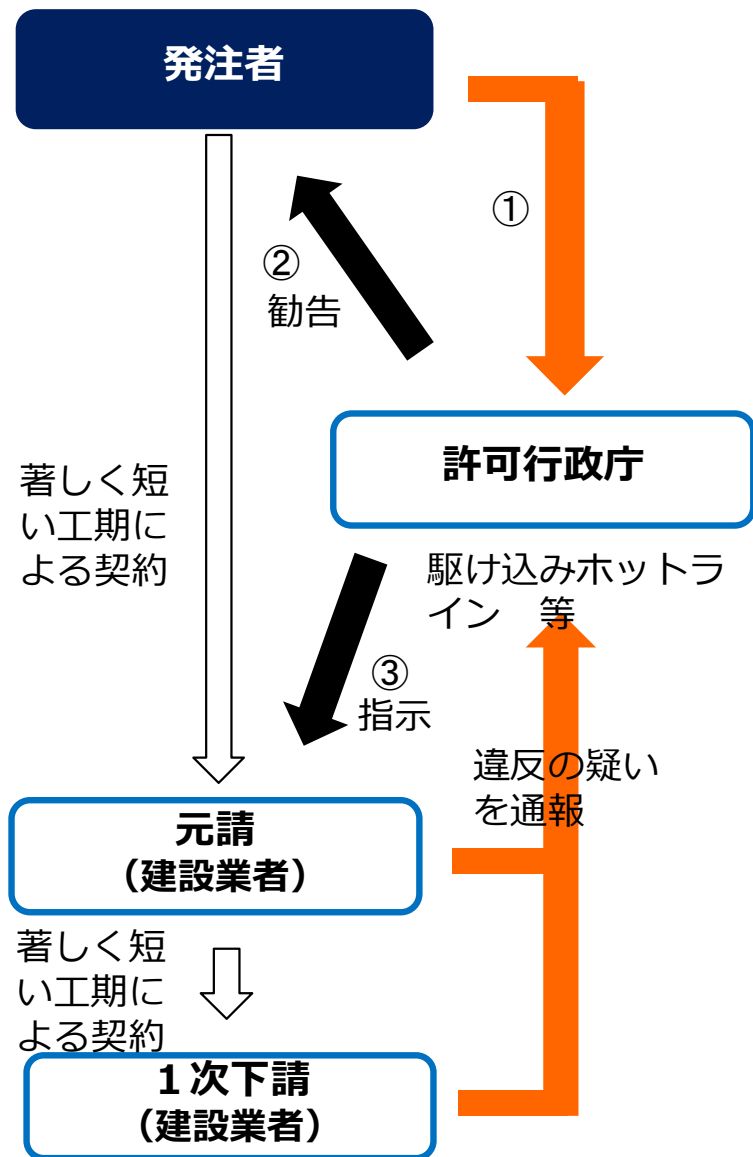
### ○著しく短い工期をどのように判断するのか？

- ・ 著しく短い工期であるかどうかについては、工事の内容や工法、投入する人材や資材の量などに依るため一律に判断することは困難



- ・ 休日や雨天による不稼働日など、中央建設業審議会において作成した工期に関する基準で示した事項が考慮されているかどうかの確認
- ・ 過去の同種類似工事の実績との比較
- ・ 建設業者が提出した工期の見積りの内容の精査などを行い、許可行政庁が工事ごとに個別に判断

# 著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置



① <公共工事の場合> <入契法>  
 建設工事の受注者（元請）が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならない。

<入契法>  
 第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

- 一 （略）
- 二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したこと。

② 国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができる。  
 ※必要があるときは発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

<建設業法>  
 第十九条の六 （略）

- 2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

③ 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分を行う。（通常と同様）  
 ※建設業法第31条を根拠とする立入検査や報告徴収も可能

## 工期に影響を及ぼす事項の例

- ・土地取得の経緯や近傍の事象により、その可能性について注文者が承知している以下のような事項を想定（※国土交通省令で規定予定）

### 地中の状況等に関する事項

- ・支持地盤深度
- ・地下水位
- ・地下埋設物
- ・土壌汚染 等

### 設計に起因する調整に関する事項

- ・設計図書との調整
- ・設計間の整合 等

### 周辺環境に関する事項

- ・近隣対応
- ・騒音振動
- ・日照障害 等

### 資材の調達に関する事項

→ 注文者があらかじめ知っている上記の情報を建設業者に提供することにより、施工における手戻りを防止し、働き方改革の取組を促進

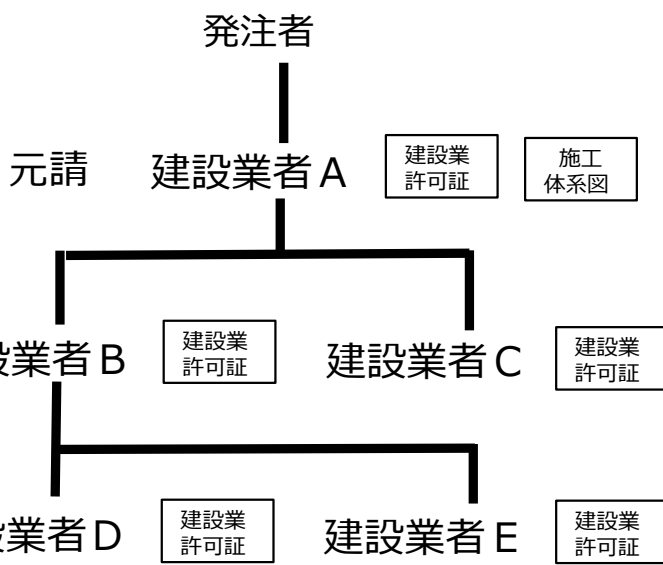
# ◎標識の掲示義務の緩和について(建設業法第40条)

- 現場に掲げる建設業許可証の掲示義務を元請のみとする。
- 一方、下請にどのような会社が入っているかを引き続き明らかにする必要があることから、許可証と施工体系図の記載事項の改正を検討。

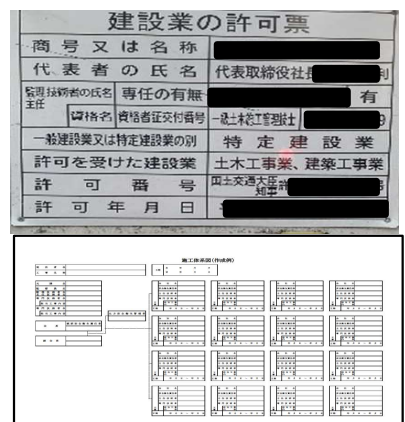
(標識の掲示)

第四十条 建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

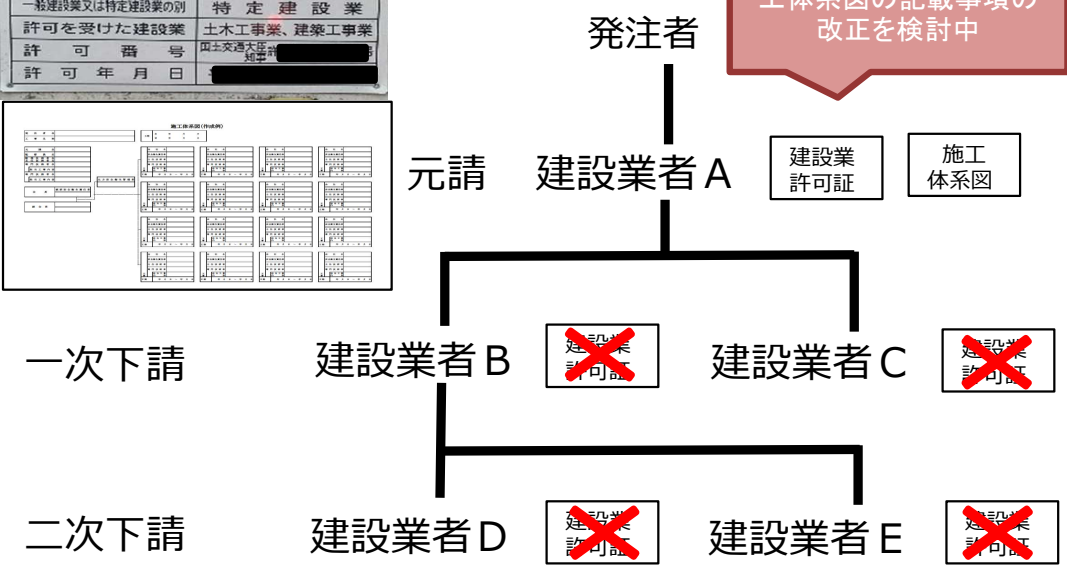
## 【現 状】



## 【改正後】



元請の掲げる許可証と施工体系図の記載事項の改正を検討中



不明な点は……

建設業課許可班に問い合わせ

願います。

(メールアドレス)

[kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp)

